

会則・細則改正における新旧対照表

会則			
条項	改定後	改定前	理由 備考
第4条⑤	各種教育団体と必要に応じて連携を図る。	各種教育団体と連携を図る	表現変更
第7条（総会）	総会は、会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され原則として年1回以上会長が招集する。但し会長が必要と認めたとき、若しくは会員の1／5以上の要望があるときは臨時に開催できる。また、総会を書面にて執り行うことができる。	総会は、会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され原則として年1回以上会長が招集する。但し会長が必要と認めたとき、若しくは会員の1／5以上の要望があるときは臨時に開催できる。	PTA役員の負担軽減のため変更
第10条（運営委員会）	運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、且つ議決事項の執行に責任を負うものであり、本部役員、各委員長、各副委員長、及び学校代表によって構成され適宜開催する。但し、会長の判断により臨時に開催することができる。	運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、且つ議決事項の執行に責任を負うものであり、本部役員、各委員長、各副委員長、及び学校代表によって構成され原則として毎月1回開催する。但し、会長の判断により臨時に開催することができる。	PTA役員の負担軽減のため集合形式でなくSNSなど活用していき、役員・委員の負担軽減のため変更
第12条（本部会議）	本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計及学校代表によって構成され、適宜開催する。又、本会の運営に関し必要な予算並びに事業の総合的な企画、立案及び決定を行う。	本部役員会は、会長、副会長、庶務、会計及学校代表によって構成され、会長の招集により原則として毎月1回開催する。又、本会の運営に関し必要な予算並びに事業の総合的な企画、立案及び決定を行う。	PTA役員の負担軽減のため集合形式でなくSNSなど活用していき、役員・委員の負担軽減のため変更
第16条（各委員会の任務）	①地域委員会 地域及び校区内における児童の安全を図り、環境整備や非行防しに努める。 ②選挙管理委員会 選挙に関する活動を推進する。	①地域委員会 地域及び校区内における児童の安全を図り、環境整備や非行防しに努める。 ②学年委員 学年に関する活動及びベルマーク・インクカートリッジの活動を尾本氏推進する ③選挙管理委員会 選挙に関する活動を推進する。 ④文化・保健体育委員会 文化的事業・保健体育的事業及び研修事業を企画実施し会員の養教を高めたり、心身の健康保持に努めるとともに、会員相互の親睦を深める事業を推進する。又、学校給食に対する意識の高揚、学校の文化的環境整理等を推進する。 ⑤広報委員会 広報活動を通じて、会員の意識の向上を図る。	委員の負担を減らすことを目的に変更

細則			
条項	変更後	変更前	理由 備考
第2条（選挙管理委員会）①	選挙管理委員会は、各クラス数に応じて選出された選挙管理委員で構成する。	選挙管理委員会は、各学級にて選出された選挙管理委員で構成する。（但し、6年生は除く。）	選出時期を年度内に変更することで、新一年生から選出せず新6年生から選出することができるため変更
第2条（選挙管理委員会）②	選出された選挙管理委員中より、 委員長副委員長を互選する。委員長、副委員長の定数については、別に定める内規による。	選出された選挙管理委員中より話し合いの上、委員長1名、副委員長2名を互選する。	その年度の活動量に合わせて委員長、副委員長の人数を変更し、委員の負担軽減のため変更
第3条（選挙管理委員会の任務）①	本部役員、委員の選出にあたり、 辞退権の提出を求め、全家庭の辞退権有無の確認を行う。（記入に不備があれば、選挙管理委員より各家庭への問い合わせもありうる。）	本部役員、委員の選出にあたり、辞退権行使の該当者に受付機関を設けて辞退権の提出を求め、全児童のPTA役員役職履歴名簿を作成する。 PTA役員役職履歴名簿作成において、PTA役員役職履歴名簿の用紙に各家庭にて記載を行い提出し、その後選挙管理委員にて確認を行い、不備がなければ選挙管理委員会にて保管し、活動の際使用するものとする。（記入に不備があれば選挙管理委員より各家庭への問合せもありうる。）	選挙管理委員の負担軽減のため変更
第3条（選挙管理委員会の任務）②	辞退権行使の該当者が期間内に辞退権提出をしなかった場合は、その年度に限り辞退権は失効する。 尚、辞退権の確認書類の提出がない場合も選挙の対象とし、選挙管理委員に一任したものとみなす。	辞退権行使の該当者が期間内に辞退権提出をしなかった場合は、その年度に限り辞退権は失効する。	追加
第3条（選挙管理委員会の任務）③	選挙管理委員は、本部役員、委員選出の抽選を代行して実施する	学年学級ごとの委員の選出については、それぞれの事情を十分話し合った上で選出することを原則とする。但し、欠席者の取扱いは、選挙管理委員が代理となり抽選を行う。	委任選挙のため選挙管理委員が代行し実施するため変更
第3条（選挙管理委員会の任務）④	選挙管理委員は、すべての役員、委員及びその代表が確定後、速やかに全会員へ文書（ tetoru ）で通知する。	選挙管理委員は、すべての役員、委員及びその代表が確定後、速やかに全会員へ文書で通知する。	選挙管理委員の負担軽減のため変更
第3条（選挙管理委員会の任務）⑤	選挙管理委員は、 役員・委員選出に関する 事務処理にあたり、委員長はそれを総括する。	選挙管理委員は、それぞれ選出された学年（学級）の事務処理にあたり、委員長はそれを総括する。	各家庭での選出になるため、表現変更
第3条（選挙管理委員会の任務）⑥	辞退権以外の申し出については、別に定める内規による。		追加

本部役員選出

第4条（本部役員選出）	本部役員の選出は、次の通りとする。 ○ 会長 1名 父母会員中より1名選出 ○ 副会長 3名 父母会員中より3名選出 ○ 庶務 2名 父母会員中より2名選出 ○ 会計 2名 父母会員中より1名選出、教師会員中より1名選出 計 7名 父母会員中より6名、教師会員中より1名	本部役員の選出は、次の通りとする。 ○ 会長 1名 父母会員中より1名選出 ○ 副会長 2名 父母会員中より2名選出 (但し、八幡市連絡協議会において役員に該当する6年間に限り1名増員とする。) ○ 庶務 2名 父母会員中より2名選出 ○ 会計 2名 父母会員中より1名選出、教師会員中より1名選出 計 7名 父母会員中より6名、教師会員中より1名	八幡市連絡協議会において役員に該当する6年間に限り1名増員していたが、通年3名とし対外的行事に対応出来るよう変更
第5条（本部役員の選出方法）1①	全家庭において立候補を受け付け、役員の定数に満たない場合は、抽選により役員候補10名を選出する。 又、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は高学年から選出するものとする。	各学年（但し6年生は除く）において話し合いの上、立候補及び推薦又は、投票等で役員候補2名を選出する。但し、候補者が10名以下の学年が生じた場合、その選出方法は選挙管理委員長により決定される。又、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は高学年から選出するものとする。	委任選挙へ変更。家庭数からの選出に変更し候補者の選出としていく。欠員が生じた場合、委員内で任務の変更に対応できるように変更
第5条（本部役員の選出方法）1②	立候補が役員定数を超える場合は、抽選とする		追加
第5条（本部役員の選出方法）1②	選出時期は年度内とし、役員回数は一家庭につき一回とする	選出時期は年度末とし、役員回数は1家庭につき1回とする。	第1②→③へ変更 選出時期を年度末から年度内へ変更
第5条（本部役員の選出方法）2①	当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。	本部役員（補欠を除く）を経験したものは、次年度以降の選出からは辞退することができる。	内容変更
第5条（本部役員の選出方法）2③		母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる。	第2③→第2②変更
第5条（本部役員の選出方法）2④		特別支援学級（わかば学級）は交流学級での選出とするが、辞退も可能である。	第2④→第2③へ変更
第5条（本部役員の選出方法）2④	役員・委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することが出来る。役員、委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権(細則)による。		細則変更により辞退権変更
第5条（本部役員の選出方法）3	1・2によって選出された役員候補者全員の集会を選挙管理委員会が持ち、前年度本部役員の立ち合いのもとで互選会を開いて役員、役職を決定し、総会で承認を得る。互選による決定ができない場合、その選出方法は、選挙管理委員長、副委員長により決定され	選挙管理委員会は1・2によって選出された役員候補者全員の集会を持ち、前年度本部役員の立ち合いのもとで互選会を開いて役員、役職、補欠とも決定し、総会で承認を得る。互選による決定ができない場合、全会員の投票による選挙とする。	選挙管理委員の負担軽減のため変更
第5条（本部役員の選出方法）3①		選挙管理委員会は役員候補者の名簿と投票用紙を選挙の5日前までに全会員に配布する。	削除

についで

第 5 条（本部役員の選出方法）3②		P T A 会員は所定の投票用紙に全役員候補者の中から 1 名を無記名投票する。選 挙管理委員会は会長、副会長立ち合いのもとに開票し最高得票者を会長候補とし、次点者より 5 名を役員候補として互選により役職を決める。（1 名を補欠とする）	削除
第 5 条（本部役員の選出方法）3③		補欠については次の通りとする。	削除
第 5 条（本部役員の選出方法）3③ア		細則第 5 条により 1 年間補欠の場合は、本部役員を経験したことには	削除
第 5 条（本部役員の選出方法）3③イ		細則第 6 条によりその年の各委員は兼任できない。	削除
第 5 条（本部役員の選出方法）3③ウ		本部役員に欠員が生じた場合、本部役員会の話し合いにより、補欠を補充することができる（注 1）。補欠は原則として欠員の任務を行う（注 2）が、補欠が会長の任務を代行又は行うことはできない。また欠員によって役員の 任務を変更する必要がある場合（注 3）、本部役員会で変更内容を決定し、 運営委員会で承認を得なければならない（会則 1 7 条による）。 （注 1）時期によっては補充する必要はない。 （注 2）会長が欠けた場合、副会長が会長になるため、副会長が欠員となり、補欠が副会長となる。 （注 3）例 1 副会長が会長になる。 例 2 補欠が補充される。 例 3 必要があって、庶務が会計に回り、庶務に補欠が入る等の場合。 エ. 補欠はその児童につき 1 回とする。	削除
第 5 条（本部役員の選出方法）4	本部役員に欠員が生じた場合、本部役員会の話し合いにより、必要に応じて役員の任務を変更することが出来る。任務を変更した場合、運営会議で承認を得る。		第 5 条3③ウ→第 5 条④追加し修正
第 6 条（委員選出方法）1		本部役員（補欠を除く）を経験したものは、その児童について、各委員を次年度以降の選出からは辞退することができる。尚、2 人目からの児童についても同様とする。会長経験者については、選出の多巡が発生した場合についても、すべてにおいて辞退できる。	削除

地域

役員選出について

第6条（委員選出方法）2①	別に定める地域により立候補を受けつけ、定数に満たない場合は抽選により選出し、定数を超える場合も抽選とする。又、各地域委員の互選により代表2名も併せて選出する。	別に定める地域により話し合いの上、立候補及び推薦又は、抽選等で地域委員を選出する。又、各地域委員の互選により委員長・副委員長も併せて選出する。選出は前年度の地域委員があたるが、選出方法は地域毎の合意の方法によるものとする。	委任選挙へ変更のため変更。 第6条1①へ変更
第6条（委員選出方法）2②	選出時期は年度内とし、委員回数は1家庭一回とする。又、対象者がいない場合は各地域において話し合いを行い、選出する	選出時期は年度末とし、委員回数は1家庭につき1回とする。又、その対象者が1巡した場合は2巡目となる。	選出時期を年度末から年度内へ変更 第6条2②→第6条1②へ変更
第6条（委員選出方法）2③	被選挙権辞退の基準は次の通りとする	選挙権辞被退の基準は次の通りとし、地域において十分な話し合いを行う。	表現変更 第6条2③ア→第6条1③ア
第6条（委員選出方法）2③ア	当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。	当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。	細則変更により辞退権変更
第6条（委員選出方法）2③イ	母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる	母子家庭・父子家庭の場合は、被選挙権を辞退することができる	条項変更 第6条2③イ→第6条1③イ
第6条（委員選出方法）1③ウ	役員・委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することができる。役員・委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権表（細則）による。		細則変更により辞退権変更のため追加
第6条（委員選出方法）1⑦	代表に欠員が生じた場合は、地域委員会で話し合いの上、必要に応じて委員より選出することができる。任務を変更した場合、運営委員会で承認を得る		追加
第6条（委員選出方法）3	選挙管理委員の選出方法は次の通りとする。	各委員の選出方法は次の通りとする	会則変更により変更 条項変更 第6条3→第6条2
第6条（委員選出方法）3①	全家庭において、立候補を受け付け、定数に満たない場合は抽選により選出する。又、立候補者が定数を超える場合も抽選とする。 選挙管理委員の定数については別に定める内規による	各学年・学級において話し合いの上、立候補及び推薦又は、抽選等で各学年の各委員を役員定数表の通り選出する。 ※但し、候補者の在籍クラスが2学年以上に重なる場合は、高学年から選出するものとする。	会則変更により変更 条項変更 第6条3①→第6条2①
第6条（委員選出方法）3②	被選挙権辞退の基準は次の通りとする	被選挙権辞退の基準は次の通りとし、学年において十分な話し合いを行う。	会則変更により変更 条項変更 第6条3②→第6条2②
第6条（委員選出方法）3②ア	当該年度内の4月1日現在、未就学児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。	当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる	細則変更により辞退権変更 条項変更 第6条3②ア→第6条2②ア

選挙管理

委員選出について

第6条（委員選出方法）2㉗	役員・委員経験者で辞退権があるものは、被選挙権を辞退することができる。役員・委員経験者の辞退権については、別に定める辞退権表（細則）による。		細則変更により辞退権変更のため追加
第6条（委員選出方法）4	会則第17条第①号の定めにより、運営委員会で補充が必要と認められるときは、選挙規定に準じて補欠を選出する。	会則第17条第①号の定めにより、運営委員会で補充が必要と認められるときは、選挙規定に準じて補欠を選出する。	条項変更 第6条4→第6条3
第6条（委員選出方法）4①	補欠の選出方法は別に定める内規による。	各委員長に欠員が生じた場合、各副委員長がその任につく。	内容変更 条項変更 第6条4①→第6条3①
第6条（委員選出方法）4	被選挙権辞退の基準は、任期途中で補充された者についても、同様に適用される。	被選挙権辞退の基準は、任期途中で補充された者についても、同様に適用される。	条項変更 第6条4②→第6条3②
第6条（委員選出方法）5		各委員長の被選挙権辞退は次の通りとし、各学年において十分な話し合いを行う。	削除
第6条（委員選出方法）5①		各委員長を経験したものは、その児童については本部役員、各委員の長・副及び委員を次年度以降の選出から辞退することができる。 その他の児童については、本部役員及び各委員の長・副を次年度以降の選出から辞退することができる。	削除
第6条（委員選出方法）5②		各副委員長を経験した者は、その児童については地域委員以外を次年度以降の選出から辞退することができる。その他の児童については本部役員及び各委員の長、地域委員の長・副を次年度以降の選出から辞退することができる。 ※辞退権表を参照のこと。	削除
第6条（委員選出方法）6		選出の多巡が発生した場合は、会長経験者以外の被選挙辞退権を無くし選出を行う。但し、当該年度内の4月1日現在、3歳以下の幼児を持つ会員は被選挙権を辞退することができる。	削除
第2章8条（会費）	会則第18条の定めにより、本会の会費は次の通りとする。1家庭、月額200円とする。但し、教職員は1会員、月額100円とする。 （1家庭4ヵ月ごとに800円を徴収する。）	会則第18条の定めにより、本会の会費は次の通りとする。1家庭、月額300円とする。但し、教職員は1会員、月額150円とする。 （1家庭4ヵ月ごとに1,200円を徴収する。）	PTA活動内容変更による活動量減少のため減額
第10条1①		収入は、バザー、ベルマーク、インクカートリッジ回収等による。	会則変更により削除
第10条1②		①の実施については、運営委員会での決定による。	会則変更により削除

内規6			
	改定後	改定前	理由 備考
5	会則第14条及び細則第14条により会計監査の選出は前年度の本部役員の会員中より2名を会長が推薦し決定する		追加
6	細則第2条第②号の第⑤号・第6条1項の第③号ウにより、本部役員・各委員は、各活動への参加が全体の3分の2以上であれば辞退権を有効とする		追加
7	細則第2条第②号により、選挙管理委員長・副委員長の人数は、委員長1名、副委員長1～3名とし、その年度の活動量に応じて必要人数を運営会議で決定するものとする		追加
8	細則第6条4項の第①号により、補欠の選出は推薦又は抽選とする		追加
9	細則第3条6項により、辞退権以外の申し出については選挙当日に受付とし、選挙管理委員が対応する		追加